

政府

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

番号：58/2022/ND-CP 号

ハノイ、2022 年 8 月 31 日

政令

ベトナムにおける海外非政府組織の活動の登録および管理について

2015 年 6 月 19 日付政府組織法に基づき、

2015 年 6 月 19 日付地方政権組織法に基づき、

2019 年 11 月 22 日付政府組織法と地方政権組織法の一部規定の改正・補足に関する法律に基づき、

2015 年 6 月 22 日付法律規範文書発行法、2020 年 6 月 18 日付け法律規範文書発行法の一部規定の

改正・補足に関する法律に基づき、

外務大臣の提案に基づき、

政府は、ベトナムにおける海外非政府組織の活動の登録および管理についてこの政令を公布する。

第 I 章

一般規定

第 1 条 適用範囲

本政令は、ベトナムにおける海外非政府組織（以下「**海外 NGO**」という）の活動の登録、ならびに海外 NGO の登録書の発行と活動の管理に関する関連機関および組織の責任について定める。

第 2 条 適用対象

1. 本政令は、ベトナムにおいて営利およびその他のものを目的としない開発支援、人道的援助の活動を実施する海外 NGO に適用する。
2. 本政令は、中央レベルの関連機関および組織、中央直轄市／省級人民委員会ならびにベトナムのカウンターパート機関に適用する。

第3条 定義語

本政令において、各用語は以下を意味するものとする。

1. 「**海外 NGO**」とは、①海外の法令に基づき設立された非営利組織、社会基金、民間基金であり、②適法な海外資金を有し、③ベトナムにおいて営利目的およびその他のものを目的としない開発支援、人道的援助の活動を実施し、かつ④金銭の寄附、スポンサーキャンペーン、ベトナムの組織・個人からの資金調達の活動を実施しない組織のことである。
2. 「**ベトナムカウンターパート機関**」とは、①ベトナムの法令に基づき設立され、かつ、②ベトナムにおけるプログラム、プロジェクトおよびノン・プロジェクトの実施のために、海外 NGO と協力合意書を締結、または海外 NGO から援助を受けている機関や組織のことである。
3. 「**登録書**」とは、管轄当局が本政令の規定に基づき、活動を登録する海外 NGO に対し発行する証明書のことである。登録書は、活動登録書と代表事務所設立登録書という 2 種類がある。
4. 「**代表事務所**」とは、海外 NGO の支部として、海外 NGO から委任を受けて海外 NGO を代表する機関のことである。
5. 「**代表者、代表事務所長**」とは、海外 NGO の正式な代表者であり、ベトナムの法令およびベトナムの管轄当局に対し海外 NGO のすべての活動について責任を負う者のことである。外国人またはベトナム人は代表者、代表事務所長を務めることができる。

第4条 海外 NGO に対するベトナム政府の政策

1. 海外 NGO が開発支援活動、人道的援助活動を実施するために、奨励し、有利な条件を与える。
2. 海外 NGO の法的な権利および利益を保護する。
3. ベトナム法令およびベトナムが加盟している国際条約に基づき、海外 NGO の活動を効率的に管理する。

第5条 海外 NGO に対する禁止行為

1. 宗教活動、ベトナムの国家利益に沿わない活動、法令違反の活動、または国防・治安秩序・社会安全を妨害するその他の活動を開催し、実施し、参加し、援助する行為
2. 開発支援、人道的援助ではなく、利益追求を目的とする活動を開催し、実施し、参加する行為
3. 他国の政権を侵害し、反抗する活動、テロ組織およびテロ活動を援助する行為
4. 資金洗浄または資金洗浄に係る活動を開催し、参加し、援助する行為
5. ベトナムの社会道徳、淳風美俗、伝統、民族の独特性に反し、または民族の団結を妨害するその他の活動を開催し、参加し、援助する行為

第6条 海外 NGO のデータベース

1. 海外 NGO のデータベースは、海外 NGO および海外 NGO の活動に関する情報の収集と、ベトナム法令に基づき活動を登録している海外 NGO の情報の保管および共有を目的とするものである。
2. 海外 NGO のデータベースは、海外 NGO の活動の登録および管理に関する行政手続の処理支援に向け、国家行政手続ポータル、外務省の行政手続ポータル、国家データベース、ならびに各省庁、省同格機関、政府直轄機関および中央直轄市／省級人民委員会のデータベースに接続するものとする。
3. 海外 NGO のデータベースにおける情報
 - (a) 海外 NGO のデータベースは以下の情報を含む。
 - 海外 NGO がベトナムにおいて活動登録をする際に収集される情報
 - 登録書の新規発行、延長、修正、補足の申請書類の写しまたは適法な電子署名がある電子版
 - 定期的報告書、臨時報告書
 - 他の関連情報（ある場合）
 - (b) 海外 NGO のデータベースにおける情報は以下のソースから収集される。
 - 登録書の新規発行、延長、修正、補足のための申請書類において海外 NGO が提供する情報
 - 海外 NGO がデータベースにおいて延長する情報
 - ベトナムの管轄当局が提供する情報
 - 登録書の電子化、基準化による情報
 - 既存のデータベースからの共有、転送、基準化による情報
4. 海外 NGO のデータベースの構築、更新、管理、抽出および使用に関する原則
 - (a) 海外 NGO のデータベースにおける情報はベトナム法令に基づき、十分かつ正確に保存され、目的どおりかつ効率的に抽出され、使用されなければならない。
 - (b) 海外 NGO のデータベースは法令に基づき厳格かつ安全に保管され、IT に関する標準および基準を満たし、各データベースとの整合性、安全性、円滑なアクセスが確保されなければならない。
5. 海外 NGO のデータベースの管理、抽出および情報提供
 - (a) 外務省は、主任として、①海外 NGO のデータベースの構築と運用を実施し、②海外 NGO

のデータベースの管理、抽出、運用に関する規則を制定、及び海外 NGO のデータベースの構築・運用開始後はオンラインによる行政手続の実施を案内し、③管轄当局、中央直轄市／省級人民委員会、海外 NGO 事業委員会（*Committee for Foreign Non-governmental Organization Affairs - COMINGO*）の常任機関および登録書を取得済みの海外 NGO に対し、海外 NGO のデータベースにアクセスするための記録書コードおよびアイデンティティアカウントを発行する。

- (b) 権限を有する管轄当局、中央直轄市／省級人民委員会、海外 NGO 事業委員会の常任機関および登録書を取得済みの海外 NGO は、海外 NGO のデータベースにアクセスし、抽出することができる。
- (c) 外務省、権限を有する管轄当局、中央直轄市／省級人民委員会、海外 NGO 事業委員会の常任機関および登録書を取得済みの海外 NGO は、海外 NGO のデータベースにおいて、タイムリーに情報を更新する責任を負う。

第 II 章

登録書の発行、延長、修正、補足、再発行、活動停止、活動中止および取消の権限を有する管轄当局、海外 NGO の活動地域および活動分野ならびに登録書の有効期間

第7条 登録書の発行、延長、修正、補足、再発行、取消、活動停止、活動中止の権限を有する管轄当局

外務省は、海外 NGO の登録書の発行、延長、修正、補足、再発行、活動停止、活動中止および取消を行う管轄当局である。

第8条 海外 NGO の活動地域および活動分野

1. 海外 NGO は、登録書に記載される活動地域および活動分野において活動を実施することができる。
2. 海外 NGO は、ハノイ市、ダナン市またはホーチミン市のいずれかにおいて、1つの代表事務所を設立することができる。
3. 海外 NGO の代表事務所は、ベトナムの共産党や各政府機関、および政治団体・社会組織の所在地に設置してはならない。

第9条 登録書の有効期間

1. 活動登録書の有効期間は、発行日から3年を超えないものとする。代表事務所設立登録書の有効期間は、発行日から5年を超えないものとする。登録書の有効期間は、設立国の法令に基づく海外NGOの活動登録期間を超えてはならない。
2. 登録書は、上記1.で示す有効期間と同等の期間、延長することができる。ただし、その海外NGOの設立国の法令に基づく活動登録期間を超えてはならない。

第III章

登録書の発行、延長、修正、補足、再発行の条件、手順および手続き

第1節 活動登録書の発行、延長、修正、補足、再発行の条件、手順および手続き

第10条 活動登録書の発行条件

海外NGOは、以下の条件を満たした場合、活動登録書の発行を受けることができる。

1. 設立国・領土の法令に基づく合法的な法人格を有すること。
2. 明瞭で、かつベトナムの利益とニーズに合致する定款、理念および活動目的を持つこと。
3. ベトナムにおいて、最長3年間実施予定の開発支援、人道的援助に関するプログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクトの詳細な提案があること。
4. ベトナムにおける海外NGOの代表者の提案があること。

第11条 活動登録書発行の手順および手続

1. 海外NGOは、海外NGO事業委員会に対し、以下の活動登録書発行の申請書類の1部を直接、郵便またはオンラインで提出する。
 - (a) 本政令の別紙に定める様式03a号に従う活動登録書発行の申請書：1部
 - (b) 海外NGOの定款および法人格を証明する書類：写し1部
 - (c) ベトナムにおいて最長3年間実施予定のプログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクトの詳細説明書：1部
 - (d) 以下、海外NGO代表者承認申請書類：1部
 - 海外NGOの長により署名・捺印された任命決定書：1部
 - 海外NGO代表者として承認を申請されている者の経歴書：1部

- 海外 NGO 代表者として承認を申請されている者が国籍を持つ国、または直近 6 か月間に滞在した国の管轄当局が発行したその者の無犯罪証明書：1 部
- 海外 NGO 代表者として承認を申請されている者が、外国人である場合はその者の有効な旅券、ベトナム人である場合はその者の有効な旅券、または人民身分証明書、もしくは国民 ID カード：写し 1 部

上記の申請書類のうち、外国語で作成された書類は、領事認証されなければならない。かつ、ベトナム法令に基づく認証済みのベトナム語翻訳版が添付されなければならない。ただし、ベトナムが加盟している国際条約または相互主義に基づき領事認証が不要である場合は、この限りでない。

2. 海外 NGO 事業委員会は、2 営業日以内に、本条 1 項に基づき海外 NGO の申請書類の構成を確認し、必要に応じて、海外 NGO に対し書類の補足を求める。
3. 海外 NGO 事業委員会は、不備なく申請書類を受領した日から 2 営業日以内に、公安省、計画投資省、内務省、財務省、中央銀行、海外 NGO が登録する予定の活動分野を管理する省庁または省同格機関、海外 NGO が登録する予定の活動地域を管理する中央直轄市／省級人民委員会、および海外 NGO の援助を受けることを承認する機関に対し、意見聴取文書を送付する。
4. 意見を聴取される各機関は、海外 NGO 事業委員会から意見聴取文書を受領した日から 10 営業日以内に書面により回答する責任を負う。
5. 海外 NGO 事業委員会は、各機関から意見を十分に受領した日から 2 営業日以内に、本条 1 項に定める海外 NGO の申請書類および関連機関の意見を、審査のために外務省に提出する。
6. 外務省は、本条 1 項に定める海外 NGO の申請書類を不備なく、および各関連機関の意見を受領した日から 10 営業日以内に、当該書類を審査し、活動登録書の発行の可否を決定し、当該結果を海外 NGO 事業委員会に通知する。活動登録書は、本政令の別紙に定める様式 01 号に従って発行される。審査は、以下の内容につき、書面による意見聴取または審査会議の開催により行われるものとする。
 - (a) 申請書類の適法性および完備性
 - (b) 海外 NGO の理念および活動方針とベトナムの方針や方向性、政策ならびに各省庁や地方の具体的な発展目標との適合性
 - (c) 海外 NGO の法人格および沿革
 - (d) 代表者のプロフィール、経歴
 - (e) 海外 NGO の活動による経済・社会、治安および社会秩序への効果および影響

7. 海外 NGO 事業委員会は、本条 1 項に定める海外 NGO の申請書類を不備なく受領した日から 30 営業日以内に、海外 NGO に対し、活動登録書を直接手渡し、または郵送する。申請を却下する場合、海外 NGO 事業委員会は、書面により却下の理由を明示し、結果を通知する。

第12条 活動登録書の延長の手順および手続

1. 活動登録書の有効期間終了の 60 日前までに、海外 NGO は、海外 NGO 事業委員会に対し、以下活動登録書の延長申請書類の 1 部を直接、郵便またはオンラインで提出する。
 - (a) 本政令の別紙に定める様式 03a 号に従う活動登録書の延長申請書：1 部
 - (b) 活動登録書の原本：1 部
 - (c) 直近 3 年間に於いて海外 NGO がベトナムで実施した活動の概要報告、および次の 3 年間に於いて海外 NGO が実施する予定の詳細な活動計画に関する報告書：1 部上記の申請書類のうち、外国語で作成された書類には、ベトナム法令に基づく認証済みのベトナム語翻訳版が添付されなければならない。
2. 活動登録書の延長の手順および手続は、本政令 11 条の 2 項、3 項、4 項、5 項、6 項および 7 項に従うものとする。

第13条 活動登録書の修正、補足、再発行の手順および手続

1. 海外 NGO は、海外 NGO 事業委員会に対し、以下の活動登録書の修正、補足または再発行の申請書類の 1 部を直接、郵便またはオンラインで提出する。
 - (a) 本政令の別紙に定める様式 03b 号に従う活動登録書の修正、補足または再発行（紛失、破損または劣化のため）の申請書：1 部
 - (b) 破損または劣化による修正、補足または再発行の申請の場合は活動登録書の原本、紛失による再発行の申請の場合は活動登録書の写し：1 部
 - (c) 修正、補足または再発行に関するその他の書類
2. 海外 NGO 事業委員会は、2 営業日以内に、本条 1 項に基づき海外 NGO の申請書類の構成を確認し、必要に応じて、海外 NGO に対し書類の補足を求める。活動登録書の再発行申請の場合、海外 NGO 事業委員会は海外 NGO の申請書類の記載内容を確認する。
3. 海外 NGO 事業委員会は、本条 1 項に定める海外 NGO の申請書類を不備なく受領した日から 2 営業日以内に、各省庁、省同格機関、政府直轄機関、海外 NGO が登録する予定の活動地域を管理する中央直轄市／省級人民委員会および海外 NGO の援助を受けることを承認する機

関に対し、活動登録書の修正または補足される内容に関し、意見聴取文書を送付する。

4. 意見を聴取される各機関は、海外 NGO 事業委員会から意見聴取文書を受領した日から 10 営業日以内に書面により回答する責任を負う。
5. 海外 NGO 事業委員会は、各機関から意見を十分に受領した日から 2 営業日以内に、本条 1 項に定める海外 NGO の申請書類および関連機関の意見を、審査のために外務省に提出する。
6. 外務省は、本条 1 項に定める海外 NGO の申請書類を不備なく、および各関連機関の意見を受領した日から 7 営業日以内に、当該書類を審査し、活動登録書の修正、補足または再発行の可否を決定し、当該結果を海外 NGO 事業委員会に通知する。審査は、修正、補足または再発行に関し、書面による意見聴取または審査会議の開催により行われるものとする。活動登録書は、本政令の別紙に定める様式 01 号に従って、修正、補足、再発行される。
7. 海外 NGO 事業委員会は、本条 1 項に定める海外 NGO の申請書類を不備なく受領した日から 25 営業日以内に、海外 NGO に対し、修正、補足または再発行済みの活動登録書を直接手渡し、または郵送する。申請を却下する場合、海外 NGO 事業委員会は、書面により却下の理由を明示し、結果を通知する。

第2節 代表事務所設立登録書の発行、延長、修正、補足、再発行の条件、手順および手続

第14条 代表事務所設立登録書発行の条件

海外 NGO は、以下の条件を満たした場合、代表事務所設立登録書の発行を受けることができる。

1. 設立国・領土の法令に基づく合法的な法人格を有すること。
2. 明瞭で、かつベトナムの利益とニーズに適した定款、理念および活動目的を持つこと。
3. ベトナムにおいて長期的な活動をコミットすること、ならびに、ベトナムの一つまたは複数の地域において少なくとも 5 年間実施予定があり、かつ常に現場運営とモニタリングを必要とする規模および性質があるプログラムまたはプロジェクトの詳細な説明があること。
4. ベトナムにおいて代表事務所長の提案があること。

第15条 代表事務所設立登録書発行の手順および手続

1. 海外 NGO は、海外 NGO 事業委員会に対し、以下の代表事務所設立登録書の発行の申請書類の 1 部を直接、郵便またはオンラインで提出する。
 - (a) 本政令の別紙に定める様式 03a 号に従う代表事務所設立登録書発行の申請書：1 部

- (b) 海外 NGO の定款および法人格を証明する書類：写し 1 部
- (c) ベトナムの一つまたは複数の地域において、5 年間実施する予定があり、かつ、常に現場運営とモニターリングを必要とする規模および性質があるプログラムまたはプロジェクトの詳細説明書：1 部
- (d) 申請前に 3 年間連続して実施したプログラム、プロジェクトおよびノン・プロジェクトの詳細説明書（もしあれば）：1 部
- (e) 以下、海外 NGO の代表事務所長の承認申請書類：1 部
 - 海外 NGO の長により署名・捺印された任命書：1 部
 - 海外 NGO の代表事務所長として承認を申請されている者の経歴書：1 部
 - 海外 NGO の代表事務所長として承認を申請されている者が国籍を持つ国または直近 6 か月間に滞在した国の管轄当局が発行したその者の無犯罪証明書：1 部
 - 海外 NGO の代表事務所長として承認を申請されている者が、外国人である場合はその者の有効な旅券、ベトナム人である場合はその者の有効な旅券、または人民身分証明書、もしくは国民 ID カード：写し 1 部

上記の申請書類のうち、外国語で作成された書類は、領事認証されなければならない。かつ、ベトナム法令に基づく認証済みのベトナム語翻訳版が添付されなければならない。ただし、ベトナムが加盟している国際条約または相互主義に基づき領事認証が不要である場合は、この限りでない。

2. 海外 NGO 事業委員会は、2 営業日以内に、本項 1 項に基づき海外 NGO の申請書類の構成を確認し、必要に応じて、海外 NGO に対し書類の補足を求める。
3. 海外 NGO 事業委員会は、不備なく申請書類を受領した日から 2 営業日以内に、公安省、計画投資省、内務省、財務省、中央銀行および海外 NGO が登録する予定の活動分野を管理する省庁または省同格機関、海外 NGO が登録し代表事務所を置く予定の活動地域を管理する中央直轄市／省級人民委員会、および海外 NGO の援助を受けることを承認する機関に対し、意見聴取文書を送付する。
4. 意見を聴取される各機関は、海外 NGO 事業委員会から意見聴取文書を受領した日から 10 営業日以内に書面により回答する責任を負う。
5. 海外 NGO 事業委員会は、各機関から意見を十分に受領した日から 2 営業日以内に、本条 1 項に定める海外 NGO の申請書類および関連機関の意見を、審査のために外務省に提出する。
6. 外務省は、本条 1 項に定める海外 NGO の申請書類を不備なく、および各関連機関の意見を受

領した日から 10 営業日以内に、当該書類を審査し、代表事務所設立登録書の発行の可否を決定し、当該結果を海外 NGO 事業委員会に通知する。代表事務所設立登録書は、本政令の別紙に定める様式 02 号に従って発行される。審査は、以下の内容につき、書面による意見聴取または審査会議の開催により行われるものとする。

- (a) 申請書類の適法性および完備性
 - (b) 海外 NGO の理念および活動方針と、ベトナムの方針、方向性および政策ならびに各省庁や地方の具体的な発展目標との適合性
 - (c) 海外 NGO の法人格および沿革
 - (d) 代表事務所長のプロフィール、経歴
 - (e) 海外 NGO の活動による経済・社会、治安および社会秩序への効果および影響
7. 海外 NGO 事業委員会は、本条 1 項に定める海外 NGO の申請書類を不備なく受領した日から 30 営業日以内に、海外 NGO に対し、代表事務所設立登録書を直接手渡し、または郵送する。申請を却下する場合、海外 NGO 事業委員会は、書面により却下の理由を明示し、結果を通知する。

第16条 代表事務所設立登録書の延長の手順および手続き

1. 代表事務所設立登録書の有効期間終了の 60 日前までに、海外 NGO は、海外 NGO 事業委員会に対し、以下の代表事務所設立登録書の延長申請書類の 1 部を直接、郵便またはオンラインで提出する。
- (a) 本政令の別紙に定める様式 03a 号に従う代表事務所設立登録書の延長申請書：1 部
 - (b) 代表事務所設立登録書の原本：1 部
 - (c) 代表事務所設立登録書の有効期間内に海外 NGO がベトナムにおいて実施した活動の概要報告、および次の 5 年間に於いて海外 NGO が実施する予定の詳細な活動計画に関する報告書：1 部

上記の申請書類のうち、外国語で作成された書類は、ベトナム法令に基づく認証済みのベトナム語翻訳版が添付されなければならない。

2. 代表事務所設立登録書の延長の手順および手続きは、本政令 15 条の 2 項、3 項、4 項、5 項、6 項、7 項に従うものとする。

第17条 代表事務所設立登録書の修正、補足および再発行の手順および手続き

1. 海外 NGO は、海外 NGO 事業委員会に対し、以下の代表事務所設立登録書の修正、補足、再発行の申請書類の 1 部直接、郵便またはオンラインで提出する。
 - (a) 本政令の別紙に定める様式 03b 号に従う代表事務所設立登録書の修正、補足または再発行（紛失、破損または劣化のため）の申請書：1 部
 - (b) 破損または劣化による修正、補足または再発行の申請の場合は代表事務所設立登録書の原本、紛失による再発行の申請の場合は代表事務所設立登録書の写し：1 部
 - (c) 修正、補足または再発行に関するその他の書類
2. 海外 NGO 事業委員会は、2 営業日以内に、本条 1 項に基づき海外 NGO の申請書類の構成を確認し、必要に応じて、海外 NGO に対し申請の補足を求める。代表事務所設立登録書の再発行申請の場合、海外 NGO 事業委員会は海外 NGO の申請書類の記載内容を確認する。
3. 海外 NGO 事業委員会は本条 1 項に定める申請書類を不備なく受領した日から 2 営業日以内に、各省庁、省同格機関、政府直轄機関および海外 NGO が登録し、代表事務所を置く予定の活動地域（代表事務所の所在地の変更申請の場合）を管理する中央直轄市／省級人民委員会および海外 NGO の援助を受けることを承認する機関に対し、代表事務所設立登録書の修正または補足される内容に関し、意見聴取文書を送付する。
4. 意見を聴取される各機関は、海外 NGO 事業委員会から意見聴取文書を受領した日から 10 営業日以内に書面により回答する責任を負う。
5. 海外 NGO 事業委員会は、本条 1 項に定める海外 NGO の申請書類および関連機関の意見を審査のために外務省に提出する。
6. 外務省は、本条 1 項に定める海外 NGO の申請書類を不備なく、および各関連機関の意見を受領した日から 7 営業日以内に当該書類を審査し、代表事務所設立登録書の修正、補足または再発行の可否を決定し、当該結果を海外 NGO 事業委員会に通知する。審査は、以下の内容につき、修正、補足または再発行に関し、書面による意見聴取または会議の開催により行われるものとする。代表事務所設立登録書は、本政令の別紙に定める様式 02 号に従って、修正、補足、再発行される。
7. 海外 NGO 事業委員会は、本条 1 項に定める海外 NGO の申請書類を不備なく受領した日から 25 営業日以内に、海外 NGO に対し、修正、補足または再発行済みの代表事務所設立登録書を直接手渡し、または郵送する。申請を却下する場合、海外 NGO 事業委員会は、書面により却下の理由を明示し、結果を通知する。

第 IV 章

海外 NGO の活動停止、活動中止ならびに登録書の取消

第18条 活動停止

1. 海外 NGO は、以下の場合に活動を停止される。
 - (a) 登録書の有効期間が終了したにもかかわらず、活動を継続している場合
 - (b) 活動が登録書に記載される分野または地域に従わない場合
 - (c) 登録した取引口座と異なる取引口座を利用、またはその情報を通知した場合
2. 外務省は、海外 NGO の法令違反を発見した場合、または権限を有する管轄当局の要求があった場合、関連当局の意見に基づき、海外 NGO の活動停止の決定を検討する。意見聴取は会議開催または各関連当局に対する意見聴取文書の送付により行われる。意見聴取文書の送付の場合、外務省が意見をまとめ、決定するために、意見を聴取される関連当局は外務省による意見聴取文書を受領した日から 10 営業日以内に書面により回答する責任を負う。関連当局の間の意見に相違がある場合、外務省は会議を開催し、意見を統一させる。活動停止決定書は海外 NGO への通知のために海外 NGO 事業委員会に送付される。
3. 海外 NGO 事業委員会は、海外 NGO に対し、活動停止決定の発行日から 5 営業日以内に当該決定を通知する。
4. 海外 NGO は、活動停止決定書を受領した日から 30 営業日以内に当該決定書における違反行為を是正し、その結果を海外 NGO 事業委員会に報告する責任を負う。

第19条 活動中止

1. 海外 NGO は以下の場合に活動を中止させ、登録書が取り消される。
 - (a) 本政令第 5 条に定める禁止行為のいずれかを行った場合
 - (b) 登録書発行日から 12 か月間連続で、活動を実施しない場合
 - (c) 本政令 18 条 4 項に定める活動停止決定における違反行為を是正しない場合
2. 外務省は、海外 NGO が法令に違反したことを発見した場合、または権限を有する管轄当局による要求があった場合、関連当局の意見に基づき、海外 NGO の活動中止および登録書の取消の決定を検討する。意見聴取は会議開催または各関連当局に対する意見聴取文書の送付により行われる。意見聴取文書の送付の場合、外務省が意見をまとめ決定するために、意見を聴取される当局は外務省による意見聴取文書を受領した日から 10 営業日以内に書面により回答する責任を負う。関連当局の間の意見に相違がある場合、外務省は会議を開催し、意見を統一

させる。活動中止および登録書の取消に関する決定書は海外 NGO への通知のために海外 NGO 事業委員会に送付される。

3. 海外 NGO 事業委員会は、海外 NGO に対し、活動中止および登録書の取消に関する決定書の発行日から 5 営業日以内に活動中止依頼を通知し、登録書の取消を行う。
4. 海外 NGO は活動中止および登録書の取消に関する決定書を受領した日から 60 営業日以内に代表事務所の所在地、住居、スタッフ、作業用機器、財政的義務（もしあれば）、ならびに組織と個人に関するその他の事項に対し、ベトナム法令に基づき解決する責任を負う。
5. 海外 NGO は任意で活動中止を決定した場合、正式に活動中止を決定する 60 日前までに、当該決定を書面により外務省および海外 NGO 事業委員会に通知するとともに、取得済みの登録書および監査済み財務諸表を提出し、ベトナム法令に基づき各関連義務を完了させる。

第 V 章

海外 NGO の権利および義務

第20条 海外 NGO の権利

1. ベトナム法令に基づき、税制、商品の輸入および労働許可証（ワークパーミット）に関する権利および優遇を受けられる。
2. ベトナム法令に基づき、開発支援、人道的援助のプログラム、プロジェクトおよびノン・プロジェクトを実施するために、ベトナムで事業を行うことが許可されている商業銀行または海外銀行の支店において、ベトナムドン建てまたは外貨建てで決済口座を開設し、利用することができる。
3. ベトナム法令に基づき、銀行口座を通じ外貨またはベトナムドンを受け取ることができる。
4. 開発支援、人道的援助を実施するために、ベトナム法令に基づき、外貨を国外に送金することができる。
5. ベトナム法令に基づき、プログラムおよびプロジェクトを効率的に実施したことに対し表彰を受けられる。
6. ベトナムにおいて、活動を継続する希望がない場合、任意で活動を中止することができる。

第21条 海外 NGO の義務

1. ベトナム法令の遵守をもって、活動を登録し、実施する。海外 NGO の法令違反行為は、ベト

ナム法令に従って処罰される。

2. ベトナムカウンターパート機関と協力し、登録書に記載される活動地域および活動分野に従って活動を実施する。
3. 海外 NGO は、登録書を受領した日から 10 営業日以内にベトナムでの取引口座の開設、利用または変更を通知する。
4. 海外 NGO は、発行、延長、修正、補足済みの登録書を受領した日から 45 営業日以内に、海外 NGO が活動を実施し、または活動を実施する予定の活動地域を管理する中央直轄市／省級人民委員会に対し、活動実施計画を通知する。
5. 年次報告書および要求に応じて臨時報告書を作成し、外務省、計画投資省、セクターおよび分野別で海外 NGO の活動を管理する省庁、海外 NGO 事業委員会に直接、または郵便で提出する。報告書は本政令の別紙に定める様式 05 号に従って作成される。報告書の提出期限は報告対象期間の最終月の 18 日である。報告データの対象期間は報告対象期間の前年度の 12 月 15 日から報告対象期間の年度の 12 月 14 日までである。
6. 海外 NGO に関する情報に変更がある場合、変更日から 10 日以内に海外 NGO のデータベースを更新する。

第 VI 章

政府管轄当局および各関連機関・組織の責任

第1節 政府管轄当局の責任

第22条 外務省の責任

1. 海外 NGO に対する外交政策および方針を政府、首相に助言し、提案する。
2. 主任として海外 NGO の活動の登録および管理に関する法規範文書の草案を作成し、法規範文書発行の権限を有する管轄機関に提出し、または管轄範囲内で発行する。
3. 主任として海外 NGO の登録書の申請を審査し、発行、延長、修正、補足および再発行を実施し、海外 NGO の活動停止、活動中止および登録書の取消を決定する。
4. 本政令の適用範囲内で、海外 NGO の活動の登録および管理に関する規定の遵守を監査、検査する。
5. 監査および検査の結論に従うことを監視し、督促し、かつ、各省庁、省同格機関および政府直轄機関に対し、ベトナム法令に基づく違反行為の処罰を要請する。

6. ベトナム法令に基づき、不服申立ておよび弾劾を処理する。
7. 海外 NGO のデータベースを構築し、運営する。
8. 海外 NGO の活動の登録および管理の状況について、首相に毎年定期的に、または要求に応じて臨時的に報告し、政府報告情報システムや政府および首相の指示運営に関する情報センターに接続し、データを送信する。報告書は本政令の別紙に定める様式 06 号に従って作成される。定期報告書の提出期限は報告対象期間の最終月の 25 日である。報告データの対象期間は、報告対象期間の前年度の 12 月 15 日から報告対象期間の年度の 12 月 14 日までである。
9. 政府および首相の指示に基づき、海外 NGO の活動の登録および管理に関するその他の任務を実施する。
10. 本政令の規定に従って、海外 NGO 事業委員会の組織強化に関する決定発行のため首相に提出する。

第23条 各省庁、省同格機関および政府直轄機関の責任

1. 一般責任
 - (a) 要求があった時、海外 NGO に対する登録書の発行、延長、修正、補足および再発行の申請書類の審査、ならびに海外 NGO の活動停止、活動中止および登録書の取消に協力する。
 - (b) 各省庁、省同格機関および政府直轄機関による国家管理範囲内のセクターおよび分野において海外 NGO に対し活動を案内し、管理する。
 - (c) ベトナム法令に基づき、国家管理範囲内のセクターにおいて、海外 NGO の活動の監査、検査、ならびに違反行為の処罰に協力する。
 - (d) 海外 NGO のデータベースの構築と運営に協力する。
 - (d) 海外 NGO がプログラムおよびプロジェクトを実施する地域を管理する中央直轄市／省級人民委員会に情報を共有する。
 - (e) 海外 NGO の活動を管理する窓口として、その機能および任務に応じた内部部局・所属機関を割り当てる。
 - (g) 専門別の法令に基づき発行された活動登録書または営業許可証の発行を受けた、海外 NGO と協力のある国内 NGO の、組織及び活動について責任を負う。
 - (h) 報告のまとめおよび首相への提出のために、年次報告書または要求に応じて臨時報告書を外務省および海外 NGO 事業委員会に直接、郵便またはオンラインで提出する。報告書

は本政令の別紙に定める様式 04 号に従って作成される。報告書の提出期限は報告対象期間の最終月の 18 日である。報告データの対象期間は報告対象期間の前年度の 12 月 15 日から報告対象期間の年度の 12 月 14 日までである。

2. 個別の責任

- (a) 公安省は、海外 NGO の法令違反行為の防止および対応、ならびに海外 NGO に対する治安秩序に関する国家管理について責任を負う。外務省と協力し、海外 NGO のデータベースにおける情報を保護、保管する。
- (b) 計画投資省は、海外 NGO による援助の利用を管理、指導する。
- (c) 内務省は、海外 NGO と協力する国内の協会、社会基金、慈善基金、宗教団体の組織および活動について責任を負う。
- (d) 財務省は、国家予算の歳入対象となる海外 NGO の援助資金の財務に関する国家管理、および国家予算の歳入対象とならない海外 NGO の援助資金の財務の管理を指導することについて責任を負う。
- (e) 中央銀行は、海外 NGO による援助資金に関し、銀行、マイクロファイナンス、資金洗浄防止、テロ活動を支援する行為に係る分野の国家管理について責任を負う。

第24条 中央直轄市／省級人民委員会の責任

- 1. 管轄地域における海外 NGO の活動を指導し、管理する。
- 2. 要求があったとき、海外 NGO に対する登録書の発行、延長、修正、補足および再発行の申請書類の審査、ならびに海外 NGO の活動停止、活動中止および登録書の取消に協力する。
- 3. ベトナム法令に基づき、管轄地域における海外 NGO の活動の監査、検査、ならびに違反行為の処罰に協力する。
- 4. 海外 NGO のデータベースの構築と運営に協力する。
- 5. 海外 NGO の活動管理へ助言を行う窓口として、外務省を助言する部署を割り当てる。
- 6. 報告のまとめおよび首相への提出のために、年次報告書または要求に応じて臨時報告書を作成し、外務省および海外 NGO 事業委員会に直接、郵便またはオンラインで提出する。報告書は本政令の別紙に定める様式 04 号に従って作成される。報告書の提出期限は報告対象期間の最終月の 18 日である。報告データの対象期間は報告対象期間の前年度の 12 月 15 日から報告対象期間の年度の 12 月 14 日までである。

第2節 関連機関および組織の責任

第25条 海外 NGO 事業委員会の責任

海外 NGO 事業委員会は、セクターの連携機関として位置づけられ、常任機関がベトナム友好協会連盟 (*Vietnam Union of Friendship Organization - VUFO*) であり、以下の任務を負う。

1. 海外 NGO の業務に関連するセクターの重要な問題を解決するために、その方針および対策を検討し、首相に提案する。
2. 海外 NGO の業務に関連する各種問題の解決において、各省庁、省同格機関、政府直轄機関と協力する。
3. 海外 NGO に関する法規範文書に対し、意見を述べる。
4. 海外 NGO の登録書の発行、延長、修正、補足および再発行の申請書類を受領し、それにコメントし、申請書類に対する各関連の省庁、人民委員会の意見をまとめ、外務省による審査のために申請書類を提出し、その審査結果を海外 NGO に通知する。
5. ベトナム法令に基づき、海外 NGO の活動の監査および検査、ならびに違反行為の処罰に協力する。海外 NGO の活動停止決定および活動中止決定を受領し、海外 NGO に通知する。海外 NGO 登録書の取消を行う。
6. 海外 NGO のデータベースの構築と運営に協力する。
7. 海外 NGO の活動、活動分野および活動地域を、各関連省庁、省同格機関、政府直轄機関および中央直轄市／省級人民委員会に通知する。
8. 海外 NGO の活動に関する情報を、ベトナムカウンターパート機関および海外 NGO に普及し提供する。
9. 海外 NGO 関係業務について、年次報告書または要求に応じて臨時報告書を首相に提出し、政府報告情報システムや、政府および首相の指示運営に関する情報センターに接続し、データを送信する。報告書は本政令の別紙に定める様式 07 号に従って作成される。定期報告書の提出期限は報告対象期間の最終月の 25 日である。報告データの対象期間は報告対象期間の前年度の 12 月 15 日から報告対象期間の年度の 12 月 14 日までである。
10. 首相の指示に基づき、海外 NGO 関係業務に係るその他の任務を実施する。

第26条 ベトナムカウンターパート機関の責任

ベトナム法令に基づき、海外 NGO の登録書に記載される内容に従って、海外 NGO との協力活動を実施する。

第 VII 章

施行規定

第27条 施行

本政令は 2022 年 11 月 1 日より施行され、2012 年 3 月 1 日付ベトナムにおける海外 NGO の活動の登録および管理に係る政令第 12/2012/ND-CP 号に代わる。

第28条 経過規定

1. 本政令の施行日より、2012 年 3 月 1 日付ベトナムにおける海外 NGO の活動の登録および管理に係る政令第 12/2012/ND-CP 号に基づき発行された各種登録書は、その有効期限まで有効となる。
2. 2012 年 3 月 1 日付でベトナムにおける海外 NGO の活動の登録および管理に係る政令第 12/2012/ND-CP 号に基づき発行されたプロジェクト事務所の設立登録書は、左記の政令の規定に基づき、その有効期限まで、修正、補足および再発行することができる。また、失効後、本政令で定める活動登録書または代表事務所設立登録書への切り替えが検討される。

第29条 施行に伴う各関係機関の責任

1. 外務省は、本政令の施行の指導および検査の責任を負う。
2. 省庁の大臣、省同格機関の長、政府機関の長、海外 NGO 事業委員会委員長、中央直轄市／省级人民委員会委員長、ベトナム友好協会連盟会長および関連機関の長は本政令の施行に伴い、責任を負う。

宛先：

- 共産党中央書記局
- 首相、各副首相
- 各省庁、省同格機関、政府管轄機関
- 中央直轄市／省人民評議会、人民委員会
- 共産党中央委員会の事務局および共産党の各委員会
- 共産党総書記長事務局
- 国家主席事務局
- 民族委員会および国会の各委員会
- 国会事務局
- 最高人民裁判所
- 最高人民検察院
- 国家会計監査委員会
- 国家財政監査委員会
- 社会政策銀行
- ベトナム開発銀行
- ベトナム祖国戦線中央委員会
- 各団体中央機関
- ベトナム友好協会連盟
- 政府事務局：主任大臣、各副主任、首相補佐官、各局、各直轄部署、政府情報ポータルの長、官報
- 保管：文書管理室、国際関係局(2)

政府の代理

首相の代理署名

副首相

ファム・ビン・ミン

別紙

(2022年8月31日付政令第58/2022/ND-CP 号別紙)

様式 01 号	ベトナムにおける海外 NGO 活動登録書様式
様式 02 号	ベトナムにおける海外 NGO 代表事務所設立登録書様式
様式 03a 号	ベトナムにおける海外 NGO の活動登録書／代表事務所の設立登録書の発行・ 延長申請書様式
様式 03b 号	ベトナムにおける海外 NGO の活動登録書／代表事務所設立登録書の修正・補 足・再発行申請書様式
様式 04 号	海外 NGO の活動の管理に係る各省庁・省同格機関・政府直轄機関・中央直轄 市／省級人民委員会の報告書様式
様式 05 号	ベトナムにおける海外 NGO による開発支援・人道的援助に関するプログラ ム、プロジェクト、ノン・プロジェクトの活動実施状況報告書様式
様式 06 号	外務省による海外 NGO の活動の登録および管理報告書様式
様式 07 号	海外 NGO 事業委員会による海外 NGO の活動状況報告書様式

外務省

ベトナム社会主義共和国

独立-自由-幸福

番号：___/BNG-HD

ハノイ、___年___月___日

ベトナムにおける海外 NGO 活動登録書

ベトナムにおける海外 NGO の活動の登録および管理に係る政令第___号に基づき；

_____（海外 NGO の名前）の申請を審査した上、

決定

第1条

_____（海外 NGO の名前）に対し、

本店所在地：

国籍：

電話番号：

ベトナムにおける開発支援および人道的援助の実施を許可する。

第2条 ベトナムにおける海外 NGO の代表者

氏名：

生年月日：

国籍：

旅券番号/国民 ID 番号：

電話番号：

E メール：

第3条 活動分野

活動セクターコード：

第4条 活動地域

第5条 ベトナムにおける海外NGOが有するスタッフ数

外国人スタッフ： 人

ベトナム人スタッフ： 人

第6条 ベトナムにおける事務所住所

第7条 登録書の有効期間： ____ から ____ まで

第8条 ____年 ____月 ____日付延長、修正、補足、第 ____回目の再発行

担当部署の長の代理

担当部署の副長

外務省

番号：___/BNG-VPDD

ベトナム社会主義共和国

独立-自由-幸福

ハノイ、___年___月___日

ベトナムにおける海外 NGO 代表事務所設立登録書

ベトナムにおける海外 NGO の活動登録および管理に係る政令第___号に基づき、
_____（海外 NGO の名前）の申請を審査した上、

決定

第1条

_____（海外 NGO の名前）に対し、

本店所在地：

国籍：

電話番号：

ベトナムにおける開発支援および人道的援助の代表事務所の設立を許可する。

第2条 ベトナムにおける海外 NGO の代表者

氏名：

生年月日：

国籍：

旅券番号/国民 ID 番号：

電話番号：

E メール：

第3条 活動分野

活動セクターコード：

第4条 活動地域

第5条 ベトナムにおける海外 NGO が有するスタッフ数

外国人スタッフ： 人

ベトナム人スタッフ： 人

第6条 ベトナムにおける代表事務所の所在地

住所：

電話番号：

Eメール：

第7条 登録書の有効期間： ____ から ____ まで

第8条 ____年 ____月 ____日付延長、修正、補足、第 ____ 回目の再発行

担当部署の長の代理

担当部署の副長

海外 NGO の名前

ハノイ、__年__月__日

ベトナムにおける海外 NGO の活動登録書／代表事務所設立登録書の発行・延長申請書

外務省 御中

1. 海外 NGO の情報：(住所、本部所在地、連絡情報、法人格の情報)
2. 海外 NGO の理念、活動目的
3. 海外 NGO の沿革
4. 資源および財務力
5. 海外 NGO の活動実施のための外国人スタッフ、ベトナム人スタッフの想定人数
6. ベトナムにおける海外 NGO の代表者/代表事務所長（申請目的次第）
7. 活動分野、活動セクターコード(※)の情報およびベトナムにおける活動地域の情報
8. 具体的な申請目的
9. ベトナムにおける開発支援および人道的援助の活動の実施において関連法令の遵守のコミット

(申請書とともに、__年__月__日付政府による政令第__号における各種申請書類も提出)

署名、役職

(捺印、もしあれば)

(※) 活動分野、活動セクターコードは、2018 年のベトナム標準産業分類コードリストに従って、分類されている。(同リストは、2018 年 7 月 6 日付政府首相による決定第 27/2018/QG-TTg 号の付属書である)

海外 NGO の名前

ハノイ、__年__月__日

ベトナムにおける海外 NGO 活動登録書／代表事務所設立登録書の修正・補足・再発行申請書

外務省御中

1. 活動登録書／代表事務所の設立登録書において、修正・補足する必要がある情報
2. 活動登録書／代表事務所の設立登録書の修正・補足・再発行の理由

(申請書とともに、__年__月__日付政府による政令第__号における各種申請書類も提出)

署名、役職

(捺印、もしあれば)

省庁/人民委員会
(省庁/地方省の名前)

ベトナム社会主義共和国
独立-自由-幸福

番号：___/BC-Bo/UBND

地名、___年___月___日

___年度 海外 NGO 活動管理報告書

外務省、海外 NGO 事業委員会 御中

I. 海外 NGO の活動の管理について

- 管轄地域において、登録書を取得済みであるものの、活動を実施していない海外 NGO の数、ならびに活動を実施している海外 NGO の数
- 複雑な活動を有する海外 NGO の指摘およびその対策(当該海外 NGO の活動の具体化)
- 各当局が政令第 6 章に定める責任の遂行に係る批評
- 海外 NGO の活動管理に対する各関連当局の連携体制に係る批評、ならびに対策の提案

II. 海外 NGO の活動状況の評価

- 海外 NGO による援助活動、援助の動員・受入れおよび管理にあたってのメリットとデメリット
- 前回の報告と比較し、プログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクトの価値および効率性
- それぞれのドナー機関による効率性の評価
- 海外 NGO が法令における権利および義務を実施する際の留意点

III. ___年度(翌年度)の海外 NGO の活動に関する計画の予測

- 海外 NGO の約束を得ているプログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクト、ならびに翌年度における省庁/地方が海外 NGO からの援助を優先的に呼び掛けるプログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクト
- 海外 NGO による援助活動、援助動員、ならびに援助の管理上の留意点および具体的な

対策の提案

IV. 海外 NGO の活動に関する提案

- 対海外 NGO を管理する管轄機関及び各関連機関
- 海外 NGO の活動の管理の効率化に向けた対策の提案

省庁の大臣/人民委員会の委員長の代理

副大臣/副委員長

宛先：

- 上記どおり
- 副大臣/副委員長
- 各：
- 各局：
- 保管：HC_____

別紙 I

____年度 海外 NGO 援助統計一覧

(____年____月____日付____のオフィシャルレター第____号とともに提出)

(単位：USD)

N	援助する 組織/個人 (ベトナム語の翻訳が不要)	国 籍	プログラ ム、プロジ ェクト、ノ ン・プロジ ェクト名	分 野	分野 の詳 細	省市 /県	援助 約束 額	援助 実行 額	ベトナ ムカウ ンター パート 機関	ベトナム カウンタ ーパート 機関の分 類	政 令 第 80/2020/ND- CP 号に基づ き承認された 文書の番号	備考
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
1												
2												
3												
	合計											

備考：援助額は USD にて計算する（現物による援助も含む）

※用語の説明

(4)、(5)：活動分野：2018 年のベトナムのベトナム標準産業分類コードリストに従って、分類されている。（本リストは 2018 年 7 月 6 日付政府首相による決定第 27/2018/QG-TTg 号の付属書として発行されている）

(10)：ベトナムカウンターパート機関の分類

- 中央省庁、省同格機関
- 地方行政機関
- ベトナムの非政府組織
- 政治的・社会的組織、団体
- 国立公業ユニット
- その他（社会的企業等）

海外 NGO の名前

御中：

- ・外務省
- ・計画・投資省
- ・セクター別、分野別の海外 NGO の活動を管理する管轄省庁
- ・海外 NGO 事業委員会

ベトナムにおける海外 NGO による開発支援・人道的援助に関する活動、
プログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクト実施状況報告書

1. 報告対象期間内のプログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクトの活動について
2. プログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクトによる製品、受益機関、個人の数と規模のデータ
3. 報告対象期間内のプログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクトの実施のための財源と費用のデータ
4. プログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクト実施のための海外 NGO からベトナムカウンターパート機関への実行済の資金のデータ、ならびにプログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクト実施のために海外 NGO 自身が使用した資金のデータ（もしあれば）
5. ベトナムにおける翌年度のプログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクトの実施計画、ならびにそのための想定される資金額（それぞれ援助の詳細情報までの記載。）
6. 報告対象期間内の海外 NGO の人事異動
7. 法令における権利および義務を実施する際の留意点
8. プログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクトの活動実施にあたってのメリットとデメリット
9. 実施期間内のプログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクトの効率性の評価（年次報告書限定）

(報告書とともに、___年___月___日付政府による政令第___号における各種申請書類も提出)

署名、役職

(捺印、もしあれば)

別紙 I

___年度 海外 NGO 援助一覧

(___年___月___日付___のオフィシャルレター第___号とともに提出)

(単位: USD)

No.	援助する 組織/個人 (ベトナム語の 翻訳が不要)	国籍	プログラム、 プロジェクト、 ノン・プロジェクト	分野	分野 の詳細	省市 /県	援助 約束 額	援助 実行 額	ベトナム カウンタ ーパ ート 機関	ベトナム カウンタ ーパート 機関の分 類	政 令 第 80/2020/ND- CP 号に基 づき承認さ れた文書の 番号	備 考
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
1												
2												
3												
	合計											

備考: 援助額は USD にて計算する (現物による援助も含む)

※用語の説明

(4)、(5): 活動分野: 2018 年のベトナムのベトナム標準産業分類コードリストに従って、分類されている。(本リストは 2018 年 7 月 6 日付政府首相による決定第 27/2018/QG-TTg 号の付属書とし

て発行されている)

(10) : ベトナムカウンターパート機関の分類

- 省庁、省同格機関
- 地方の行政機関
- ベトナムの非政府組織
- 政治的・社会的組織、団体
- 国立公業ユニット
- その他（社会的企業等）

外務省

ベトナム社会主義共和国

独立-自由-幸福

番号：___/BC-BNG

ハノイ、___年___月___日

___年度 海外 NGO の活動登録および管理報告書

首相 御中

I. 概要

- 国際、地域および国内の現状
- 各海外 NGO の活動

II. 海外 NGO の登録および活動の管理

- 現地において、登録書を取得済みであるものの、活動を実施していない海外 NGO の数、ならびに活動を実施している海外 NGO の数を示す。
- 複雑な活動を有する海外 NGO の指摘およびその対策(当該海外 NGO の活動の具体化)
- 海外 NGO の登録および活動の管理に対する各関連当局の連携体制に係る批評、ならびに対策の提案

III. 海外 NGO の登録および活動の管理の状況評価

- 海外 NGO の登録および活動管理にあたってのメリットとデメリット
- それぞれの海外 NGO の効率性の評価
- 法令における権利および義務を実施する際の留意点

IV. ___年度（翌年度）の海外 NGO の登録および活動の管理の計画の予測

- 海外 NGO の約束を得ているプログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクト、ならびに翌年度における省庁/地方が海外 NGO からの援助を優先的に呼び掛けるプログラム、プロジェクト、ノン・プロジェクト

- 海外 NGO の登録および活動の管理上の留意点および具体的な対策の提案

V. 要請

- 対海外 NGO を管理する管轄機関および各関連機関
- 海外 NGO の登録および活動の管理の効率化に向けた対策の提案

大臣の代理

副大臣

宛先：

- 首相
- 共産党中央委員会の事務局
- 首相府
- 各省庁：
- _____
- 保管：HC _____

海外 NGO 事業委員会

ベトナム社会主義共和国

独立-自由-幸福

番号：___/BC-UB

ハノイ、___年___月___日

___年度 海外 NGO 活動状況報告書

首相 御中

I. 概要

国際、地域および国内の現状

II. ___年度の海外 NGO の活動結果

1. 海外 NGO の活動

- (a) 援助活動
- (b) 留意すべき各活動

2. 海外 NGO 事業委員会と各関連機関の活動

- (a) 海外 NGO の活動に対する方向性および対策の指導及び提案
- (b) 海外 NGO の活動に対する各関連機関の連携
- (c) 海外 NGO に関する法規範文書の制定への参画
- (d) ベトナムカウンターパート機関と海外 NGO に関する情報の普及、提供
- (e) 海外 NGO が法令における権利および義務を実施する際の留意点

III. 総合評価

IV. 海外 NGO の活動の方向性、任務

- 1. 海外 NGO の活動の傾向の予測
- 2. 方向性、任務
- 3. 提案、要請

委員会の会長

宛先：

- 首相
- 共産党中央委員会事務局
- 首相府
- 各省庁：
- _____
- 保管：_____